

横浜市スポーツ施設条例施行規則（平成20年規則第35号）新旧対照表

現行	改正後
<p>(利用料金の返還)</p> <p>第12条 条例第15条ただし書に規定する規則で定める場合は次の各号に掲げるとおりとし、返還する利用料金の額は当該各号に定めるとおりとする。この場合において、その額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。</p> <p>(1) <u>横浜文化体育館（平沼記念レストハウスを除く。）の利用者が利用日の90日前までに利用の許可の取消しを申し出た場合 既納の利用料金の半額</u></p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>別表第2（第3条第1項）</p> <p>【別記1 参照】</p> <p>別表第3（第6条第2項）</p> <p>【別記2 参照】</p>	<p>(利用料金の返還)</p> <p>第12条 条例第15条ただし書に規定する規則で定める場合は次の各号に掲げるとおりとし、返還する利用料金の額は当該各号に定めるとおりとする。この場合において、その額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。</p> <p>(1) <u>横浜文化体育館の利用者が次に掲げる日までに利用の許可の取消しを申し出た場合 既納の利用料金の半額</u></p> <p><u>ア 横浜武道館のアリーナの利用にあつては、利用日の6箇月前</u></p> <p><u>イ 横浜武道館の武道場又は多目的室の利用にあつては、利用日の1箇月前</u></p> <p><u>ウ 横浜武道館以外の施設のホール又はトレーニングルームの利用にあつては、利用日の3箇月前</u></p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>別表第2（第3条第1項）</p> <p>【別記1 参照】</p> <p>別表第3（第6条第2項）</p> <p>【別記2 参照】</p>

【別記1】

現行

施設名	休館日
横浜国際プール、横浜文化体育館_____、横浜市港南プール、横浜市保土ヶ谷プール、横浜市旭プール、横浜市金沢プール及び横浜市都筑プール	1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日まで
スポーツセンター	1月1日から1月4日まで及び12月28日から12月31日まで

改正後

施設名	休館日
横浜国際プール、横浜文化体育館（横浜武道館を除く。）、横浜市港南プール、横浜市保土ヶ谷プール、横浜市旭プール、横浜市金沢プール及び横浜市都筑プール	1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日まで
スポーツセンター	1月1日から1月4日まで及び12月28日から12月31日まで

【別記2】

現行

施設名	受付期間
横浜国際プール及びスポーツセンター	利用しようとする日の属する月の前月の3日から利用しようとする日まで
横浜文化体育館	利用しようとする日の12箇月前から利用しようとする日の10日前（平沼記念レストハウスの会議室 にあつては、前日）まで
横浜市港南プール、横浜市保土ヶ谷プール、横浜市旭プール、横浜市金沢プール及び横浜市都筑プール	利用しようとする日の2箇月前から利用しようとする日まで

改正後

施設名	受付期間	
横浜国際プール及びスポーツセンター	利用しようとする日の属する月の前月の3日から利用しようとする日まで	
横浜文化体育館	横浜武道館	利用しようとする日の36箇月前から利用しようとする日まで
	横浜武道館以外の施設	利用しようとする日の12箇月前から利用しようとする日の10日前まで（平沼記念レストハウスのみ を利用する場合にあつては、利用しようとする日の2箇月前から利用しようとする日の前日まで）
横浜市港南プール、横浜市保土ヶ谷プール、横浜市旭プール、横浜市金沢プール及び横浜市都筑プール	利用しようとする日の2箇月前から利用しようとする日まで	